明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

○　○　▷

（政府資金調達事務取扱規則の一部改正）

第十五条　政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（入札発行） **第五条**　［略］ ［2～4　略］ 5　政府短期証券の入札に応募する者は、応募価格、応募額その他所定の事項を当該応募者の事務所に設置された入出力装置から入力者識別カード（発行省令第五条第五項に規定する入力者識別カードをいう。）を使用して入力することにより、入札しなければならない。ただし、電気通信回線の障害その他のやむを得ない事情により、電子情報処理組織を使用した入札が困難であると財務大臣が認めるときは、応募価格、応募額その他所定の事項を記載した入札書を、第一項の規定に基づき財務大臣が定めた方法により日本銀行に提出することができる。 ［6～11　略］ （借入入札） **第十条の二**　［略］ ［2～4　略］ 5　借入金等の入札に応募する者は、応募利率、応募額その他所定の事項を当該応募者の使用に係る電子計算機から入力者識別符号（入力する者を識別するために、財務大臣が通知するものをいう。）を使用して入力することにより、入札しなければならない。ただし、電気通信回線の障害その他のやむを得ない事情により、借入金等の電子情報処理組織を使用した入札が困難であると財務大臣が認めるときは、応募利率、応募額その他所定の事項を記載した入札書を、第一項の規定に基づき財務大臣が定めた方法により財務大臣に提出することができる。 ［6～9　略］	（入札発行） **第五条**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　政府短期証券の入札に応募する者は、応募価格、応募額その他所定の事項を当該応募者の事務所に設置された入出力装置から入力者識別カード（発行省令第五条第五項に規定する入力者識別カードをいう。）を使用して入力することにより、入札しなければならない。ただし、電気通信回線の障害その他のやむを得ない事情により、電子情報処理組織を使用した入札が困難であると財務大臣が認めるときは、応募価格、応募額その他所定の事項を記載し、かつ、記名なつ印した入札書を、第一項の規定に基づき財務大臣が定めた方法により日本銀行に提出することができる。 ［6～11　同上］ （借入入札） **第十条の二**　［同上］ ［2～4　同上］ 5　借入金等の入札に応募する者は、応募利率、応募額その他所定の事項を当該応募者の使用に係る電子計算機から入力者識別符号（入力する者を識別するために、財務大臣が通知するものをいう。）を使用して入力することにより、入札しなければならない。ただし、電気通信回線の障害その他のやむを得ない事情により、借入金等の電子情報処理組織を使用した入札が困難であると財務大臣が認めるときは、応募利率、応募額その他所定の事項を記載し、かつ、記名なつ印した入札書を、第一項の規定に基づき財務大臣が定めた方法により財務大臣に提出することができる。 ［6～9　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。